

# 事故発生の防止のための指針



社会福祉法人 有為会

特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸

平成30年8月

# 事故発生の防止のための指針

## 1 当施設における介護事故の防止に関する基本的考え方（イ）

社会福祉法人有為会（以下「施設」という）は、入居者や職員の心身に起きた介護中の事故や施設内で起きた事故、また、ボランティアや業者等の事故（以下「介護事故等」という）の予防・防止に努める。

介護事故等に関し、「安全に勝るサービス無し」を基本的な考え方とし、入居者や職員の尊厳や人権を脅かす介護事故等の予防・防止のため、必要な体制を整備するとともに、教育・研修・カンファレンス等を通して、入居者一人ひとりへの最適な介護サービスを提供するとともに、職員の腰痛防止や介護ストレスの軽減等に、施設全体で取り組みます。

## 2 介護事故防止のための委員会、その他施設内の組織に関する事項（ロ）

介護事故発生の防止等の取り組みにあたって「事故防止委員会」を設置いたします。

### (1) 「事故防止委員会」の設置

#### ①設置の目的と位置づけ

事故防止委員会は、当施設内での介護事故等を未然に防止する目的とした唯一の委員会で、必要に応じて、臨時委員会の開催や専門部会を設けることができる。また、万が一事故が発生した場合においても、事故が最小限で済むよう迅速で的確な処置を指導し、真の事故原因等の究明を徹底的に行い、二度と関連した事故が起これぬよう指導、教育、監視する。

#### ②事故防止委員会の構成員と役割

事故防止委員会には、構成員から互選で、委員長と副委員長を話し合い等で選出し、施設長の承認を得ることとする。なお、任期は4月から翌年3月までとし、再選は、拒まない。

・管理者、施設長

委員会の統括及び日頃の安全管理責任者、臨時会議や専門部会の判断等

・委員長（委員長の選任は、構成員より互選とし、施設長の決済が必要）

委員会の取りまとめ、議事内容の決定

・副委員長（副委員長の選任は、構成員より互選とし、施設長の決済が必要）

委員長の補佐、委員長不在の場合は委員長を代行等

・生活相談員

安全監視、事故時の家族や行政への報告等

・看護師長

安全に関する介護マニュアルの立案、安全監視等

・介護支援専門員

安全に関する介護マニュアルの立案、安全監視等

・介護士長

安全に関する介護マニュアルの立案、安全監視等

・その他（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、栄養士、事務職員等）は、必要に応じて

#### ③事故防止委員会の開催

事故防止委員会は、毎月1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止などの検討を行う。事故発生時等必要の際は、施設長の判断により、随時開催することができる。

#### ④事故防止委員会の役割

事故防止委員会は、事故発生の予防・防止のために、あらゆる手段を講じる。

・事故発生時の対応

必要に応じ現地・現場において、施設長を中心に、事故の処置、拡大防止の指揮をとる。

・事故報告書及びヒヤリハット報告書の分析及び改善策の検証・承認

個々の報告書の点検を行う。また、事故報告書を一定期間まとめ、事故の傾向などを分析し、必要な対策を適宜講じる。

- ・改善策の周知徹底  
事故防止に関する改善策をすべての従業員に周知し、対応策を順守させる。
- ・介護マニュアル等の改訂  
必要に応じて、介護マニュアル等を見直し、改定し、周知する。
- ・事故報告書等の整備・改訂  
事故報告書及びヒヤリハット報告書を整備し、必要に応じて、書式等を改訂する。
- ・他施設等の事故情報収集と周知

#### ⑤事故発生防止への積極的取り組み

- ・危険予知やヒヤリハットの意識付けや気づき力を向上させ、報告件数を増やす。
- ・原則として、毎月23日に「定期安全巡視」を行い、記録に残し、委員会で報告する。

### (2)身体拘束等適正化委員会等との連携

安全確保を理由に、正当な手続き無しに、入居者の身体拘束等をしてはならない。安全確保と身体拘束等は相反する場合があるので、身体拘束等適正化委員会との綿密な連携を図る。必要に応じて、施設長の判断で、合同会議や研修会を開催し、入居者等の尊厳を守る。

### 3 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針（ハ）

介護事故発生防止に関する職員への教育、研修を定期的かつ計画的に行う。

- ①定期的な教育・研修(年2回以上)
- ②新入職員に対する事故発生防止の研修
- ③その他、必要に応じた教育、研修

### 4 介護事故等の報告方法等の介護に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針（ニ）

#### (1)報告システムの確立及び報告方法

- ・事故防止委員会は、事故報告等の用紙を作成、各職場に最新版を設置する。様式は必要に応じてその都度改変する。
- ・事故が発生した場合は、事実等を記入し、即日、速報版(コピー)を施設長に提出する。
- ・原因、対策等は、ユニットリーダーを中心に、ユニットメンバー等で検討する。必要に応じて、事故防止委員会のメンバーは、その中に加わることができる。
- ・正式な、報告書は、事故発生・発見から5日以内に施設長に提出する。

#### (2)事故要因の分析及び対策の適正化の確認

- ・事故防止委員会は、委員会等において、様々な手法等を講じ、様々な角度から事故原因を分析し、また、事故対策が適正かどうかを検証し、必要に応じて指導し、再発防止を図る。

#### (3)事故状況等の周知徹底(対策の水平展開)

- ・事故分析等によって導き出された事故原因や事故対策については、他職場においても同様な、また、関連した事故が起こらぬよう、全職員に周知徹底を図る。

### 5 介護事故発生時の対応に関する基本方針（ホ）

介護事故が発生した場合には、事故を最小限にとどめ、事故の拡大等を防止するために、速やかに対応する。必要に応じては、施設長を中心とした、事故防止委員会が、陣頭指揮をとる。

#### (1)当該入居者への対応【当該職員等】

- ・事故が発生した場合、当該職員等は、看護師に連絡し、救命処置が必要な場合は、速やか

に心臓マッサージや AED を使用する。また、救命措置が必要でない場合は、適切な医療処置等を行い、必要に応じて医療機関を受診する。なお、夜間等で看護師が不在の場合は、ナースコール担当者へ速やかに連絡し、指示をあおぐ。

#### **(2)事故状況の把握**

事故防止委員会の構成員は、施設長の指示等により、必要に応じて、直ちに現場等に行き、事故発生状況を確認や事故処理等を行い、施設長等に状況を報告する。

#### **(3)関係者・関係機関への連絡・報告**

担当職員は、ご家族、介護支援専門員等に速やかに連絡する。また、必要に応じて保険者等に速やかに書面にて事故報告する。

#### **(4)損害賠償**

事故の状況により、損害賠償や治療費等、必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険等に対応する。

### **6 当該指針の閲覧に関する基本方針（へ）**

この指針は、すべての職員や、入居者、家族がいつでも閲覧できるようにする。また、ホームページで公表する。

### **7 その他介護事故等の発生の防止に推進のために必要な基本方針（ト）**

火災対応などの消防計画の他、大規模地震、洪水等の災害によるリスクの回避・軽減のため、防災計画を作成し、適切な教育、訓練を行う。なお、防災計画の要旨は下記に示す。

- ①計画の趣旨
- ②事業所の立地条件等
- ③想定される災害の種別と事業所等への被害
- ④平常時の準備、取り組み
  - ・災害時の体制整備
  - ・施設・設備の点検、整備
  - ・入居者、家族への周知を従業員教育
  - ・防災訓練の実施(年2回)※消防訓練と合わせても可とする。
- ⑤災害発生時の対応

附 則 この指針は、平成30年8月 1 日から施行する。